

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健医療部長  
岡山県子ども・福祉部長

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」  
の一部改正について

平素より、本県の保健福祉行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、令和5年4月28日付け、こども家庭庁成育局長他連名で別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することとなっておりますが、本通知において、新型コロナウイルス感染症も引き続き本通知における「感染症」に含まれることとされました。

これまで、各施設内で新型コロナウイルスの感染が疑われる者が発生した際は、速やかに施設所管部署（指定権者等）へ御連絡いただくとともに、施設内で陽性者が発生し、感染制御やサービス提供の継続支援が必要な場合には、施設所在地を所管する保健所や施設所管部署にその旨御相談いただくこととしておりましたが、本通知を踏まえ、令和5年5月8日以降については、次により御対応いただきますとともに、万一の際の対応を全職員で改めて御確認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

<新型コロナウイルス感染症に係る報告等の基準>

令和5年5月8日以降	令和5年5月7日以前
<p>社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。</p> <p>ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>施設内で感染が疑われる者が発生した際は、速やかに施設所管部署（指定権者等）へ連絡（電話又はメール等）すること。</p> <p>また、施設内で陽性者が発生し、感染制御やサービス提供の継続支援が必要な場合には、その旨を、施設所在地を所管する保健所や施設所管部署に相談すること。</p>

岡山県保健医療部新型コロナウイルス感染症対策室  
感染防止対策班 岡崎・大口  
TEL:086-226-7802